平成２３年（フ）第１１８４号
福岡市西区大字飯氏912番地26
債務者　染原優美子（旧姓稲尾）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２０２号
福岡県大野城市月の浦１丁目16番１―403号
ステラ月の浦Ａ
債務者　赤星　昌臣
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２０９号
福岡市東区香住ヶ丘１丁目14番12号
債務者　若松　英範
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２４４号
福岡市城南区樋井川６丁目７番６号
債務者　内野　憲一
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２４５号
福岡市城南区樋井川６丁目７番６号
債務者　内野美代子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２６５号
福岡市博多区千代５丁目１番４号
債務者　松本　幸一
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２６６号
福岡市博多区千代５丁目１番４号
債務者　松本美由紀
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２６８号
福岡市博多区三筑１丁目３番８号
債務者　後藤　　実
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２８６号
福岡県春日市白水池３丁目112番地コーポサンハイツ103号
債務者　栗山　金蔵
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３０７号
福岡市東区社領２丁目１番10―508号
債務者　西　　憲人
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３１２号
福岡市南区大橋２丁目19番３―207号
債務者　手島　稔尚
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３１３号
福岡県大野城市月の浦３丁目３番10―203号
月の浦団地
債務者　濱崎　弥生
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３２０号
福岡市早良区干隈３丁目11番７号
債務者　矢川　千春
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３３３号
福岡市南区横手２丁目４番７号
債務者　向江　一郎
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３４４号
福岡市南区野間４丁目２番40号
債務者　奈須冨士子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３５３号
福岡県糸島市富702―２クワハラ工業内社宅
債務者　白石　広輝（旧姓石内）
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３５９号
福岡市博多区住吉４丁目16番12号
債務者　宮岡　慧玲
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３６５号
福岡市早良区荒江２丁目９番13号
債務者　西山　　修
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部